

平成30年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

契約監視委員会 議事概要

開催日	平成30年6月15日（金）
場所	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 5階会議室
出席委員氏名（敬称略）	委員 竹内 啓博 （公認会計士・税理士）
	委員 藤村 博之 （法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）
	委員 中山 洋 （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事）
	委員 石塚 雅範 （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事）
	本寺大志委員は当日欠席のため、平成30年6月8日（金）に個別に説明を行い、所見の聴取等を実施した。
【審議事項】	
1 競争性のない随意契約	
（1）平成29年度に契約締結した調達案件であって、当該調達において競争性のない随意契約であったもの	
（2）平成30年度に契約予定の案件であって平成29年度に随意契約協議書により点検を実施した競争性のない随意契約であるもの	
2 一者応札・応募の改善	
（1）平成29年度に契約締結した調達案件であって、当該調達において一者応札・応募であったもの	
（2）平成29年度に契約締結した一者応札・応募となった調達案件であって、当該調達において前回調達も一者応札・応募（2か年連続一者応札・応募）であったもの	
（3）平成29年度に入札等を実施して平成30年度より履行開始するものに係る一者応札・応募となった案件	
（4）平成29年度に入札等を実施して平成30年度より履行開始するもので2か年連続一者応札・応募となった案件	
3 調達等合理化計画	
（1）平成29年度調達等合理化計画の自己評価に係る点検	
（2）平成30年度調達等合理化計画の策定に係る点検	
【審議の進め方】	
<p>司会進行については、事務局から提案し、各委員了承のもと中山委員に依頼した。はじめに担当部署（経理部契約第一課。以下同じ。）から資料に基づき平成29年度の契約状況等の説明を行った後、契約事由、競争性確保の妥当性等の審議を行い、次に平成29年度調達等合理化計画の自己評価に係る点検、平成30年度調達等合理化計画の策定に係る点検を行った。</p>	

審議の内容等

【審議案件】

1 競争性のない随意契約であった調達案件に関する点検

(1) 平成29年度に契約締結済の調達案件(366件)

担当部署から、随意契約理由の類型に応じて、点検対象となった契約の状況、随意契約となった理由について説明した。

2 一者応札・応募であった調達案件に関する点検

(1) 平成29年度に契約締結済の調達案件(208件)

担当部署から、調達の類型に応じて、点検対象となった調達案件の一者応札・応募等に係る改善措置の状況の説明及び2か年連続一者応札・応募となった調達案件について、案件毎の要因分析・改善措置調書(33件)により、2か年連続一者応札・応募となった要因と改善方策について説明した。

3 調達等合理化計画に関する点検

(1) 平成29年度調達等合理化計画の自己評価に係る点検

担当部署から、同計画の取組に係る自己評価について説明した。

(2) 平成30年度調達等合理化計画の策定に係る点検

担当部署から、同計画に係る評価指標等について説明した。

主な意見・質問及び回答

【審議事項】

1 競争性のない随意契約であった調達案件に関する点検

<意見> 継続して改善に取り組んでおり、評価できる。

2 一者応札・応募であった調達案件に関する点検

<意見> 一者応札・応募の改善については、出来ることは全て行っていると思われるが、今後は、機構の事務コストが上がらないようなやり方で、改善対策を講じていくことが大事であるとする。

<意見> 一者応札・応募の改善については、これ以上の合理化は難しいと思うが、最新の情報収集に努め、改善できるのであれば取り組んでいただきたい。

<意見> 機構はPDCAサイクルに基づいて一者応札・応募や随意契約の改善に取り組んできており、数値的に下げ止まり感があるのは否定できない。調達におけるコスト削減の視点だけではなく、調達の質の向上の観点からも、形式的な対応ではなく、より多くの良質な調達先企業を見つけて、競争性を確保していくなど長期的な視野に立った取り組みが必要であるとする。

また、現時点における判断で一者応札・応募の改善が困難であるとされた案件においても、社会情勢の変化により仕様を見直すことは当然必要であるため、過大な仕様で調達していないかどうかの視点を常に意識することが大切である。

3 調達等合理化計画に関する点検

<質問> 一者応札・応募の改善については、平成30年度も昨年度と同様の数値目標とするのか。

毎年対象となる契約内容や件数が違う中では厳しい数値と思うが、改善率などを目標とすることも考えられるか。

<回答> 年度により調達内容や件数が異なっており、これまで掲げてきた一者応札・応募に係る数値目標

もぎりぎり達成できた年度もある。平成30年度においては、人手不足の影響等により一者応札が多かった調達内容が含まれており、これまでどおりの数値を達成するのは困難ではあるが、一度掲げた旗を降ろすことなく、平成30年度も昨年度と同じ数値目標としたい。また、改善率は昨年度までのように右肩上がりになることは期待できないが、前回一者応札・応募であった調達案件の改善状況は評価指標にも盛り込んでいるので、取組内容を説明できるようにしておきたいと考えている。

<意見> 毎年度調達内容や件数が異なってくるため、整理上一者応札・応募の改善の対象とした調達件数に応じた目標値を設定することが望ましいが、実務的には競争性のある契約全体に対して一者応札・応募割合の目標値を定めざるを得ない点については理解できる。また、評価指標に定めた目標値を達成できない場合は、改善の取組状況を説明できるように事後分析を十分していただきたい。

<意見> 業種によっては独特の商慣行があり、それらの実態を把握することにより一者応札・応募の改善につながる対策が生まれる可能性もある。

<意見> これまでも適正な契約事務手続に努められてきたが、引き続き適正な契約事務手続の実施をお願いする。

【点検の結果】

各委員から、全ての審議案件について、「機構の取組は適切であると認められる。」「機構における改善の取組は妥当である。」との評価を得た。